

委託に基づき創作された著作物にかかる 著作権の帰属及び利用関係について



辻本法律特許事務所 所長
弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 辻本 希世士

第1 原則論

事業展開において必要となるイラスト、キャラクター、モニュメント及びソフトウェア等の著作物を、他の第三者に委託して創作してもらうケースは非常に多く、その際、これら著作物の創作を委託する旨の契約が締結される。当該契約は請負ないし委任の側面を有し、創作すべき物の内容や代金等につき取決めがなされるが、完成した創作物にかかる著作権の帰属については取決めがなされないことも多く、そもそも創作委託にかかる契約書が作成されないこともある。かかる場合、完成した創作物にかかる著作権の帰属をめぐる紛争が生じ、最終的に裁判所の判断に委ねることで解決が図られることが多い。

ここで、完成した創作物の所有権と、当該創作物が著作物であると評価される場合の著作権の帰属は別問題である。とりわけ、第三者への委託による創作行為は職務著作（著作権法15条）に該当しないことが多いであろうから、受託者が委託に基づき創作したことや代金を受領したことによって、創作物にかかる著作権が当然に委託者に帰属することはなく、むしろ、現実に創作した受託者に帰属すると解されるのが原則である。例えば、委託に基づき開発されたソフトウェアの著作権の帰属が問題となった知財高判平成22年5月25日（裁判例①）¹において、裁判所は、「ソフトウェアの著作権の帰属は、原則として、それを創作した著作者に帰属するものであって、開発費の負担によって決せられるものではなく、システム開発委託契約に基づき受託会社によって開発されたプログラムの著作権は、原始的には受託会社に帰属するものと解される」との一般論を示し、「明示の特約があるか、又はそれと等価値といえるような黙示の合意があるなどの特段の事情がない限り」、委託者がシステム開発費を負担したというのみで、開発されたソフトウェアの著作権が委託者に移転されることはなく、本件においてかかる事情は存在しないと判示した。

もっとも、委託に基づき創作された著作物にかかる著作権の帰属をめぐる過去に多くの裁判例の蓄積があるところ、裁判例ごとに背景事情や解決すべき法律関係が異なる。実際、各裁判例を俯瞰してみると、著作権の帰属にかかる問題を解決すれば概ね足りる場合と、同問題を解決したのみでは当事者間の真の紛争解決にならない場合があるように思われる。そこで、本稿で

1 平成21年（行コ）10001号。裁判所ウェブサイト。